

## 会 議 録

会議の名称	使用料、補助金等見直し検討部会（第4回）
開催日時	平成21年11月27日（金） （午前・ <b>午後</b> ） 3時00分開会 （午前・ <b>午後</b> ） 5時15分閉会
開催場所	南館10階 大会議室
出席者	<p>【外部委員】 白川一郎、辻田素子、坪内隆、杉田宗三</p> <p>【検討部会員】 楚和企画財政部長、小林財政課長、続木地域教育振興課長、上田政策法務課長、岡本市民生活課長、大西市民活動推進課長、小西福祉政策課長、染川こども政策課長、山本男女共同参画課長、田中商工労政課長、廣内環境政策課長、辻都市政策課長、山田建設管理課長</p> <p>【作業部会員】 北川障害福祉課長代理、下園政策企画課長代理、秋元財政課長代理、中村政策法務課長代理、青木市民活動推進課係長、足立国保年金課主査、岩崎福祉政策課主査、平林こども政策課係長、岡村男女共同参画課長代理、徳永商工労政課係長、井澤環境政策課主査、福田都市政策課係長、中田建設管理課長代理、野村議事課係長、加藤学校人権教育課長代理、小島地域教育振興課長代理、中井消防総務課長代理</p>
欠席者	棟田勝子、上田政策企画課長、向條障害福祉課長、河井教育政策課長、松宮学校人権教育課長、島村市民学習課長、萩原消防総務課長、木村市民生活課長代理、乾教育政策課長代理、山田市民学習課係長
事務局職員	係員2人
開催形態	公開（傍聴者1人）
議題(案件)	(1) これまでの検討状況の報告
配布資料	<p>(1) 使用料等見直しの検討事項のポイント</p> <p>(2) 原価算定の基本的な考え方について</p> <p>(3) 使用料 原価の算出方法</p> <p>(4) 使用料原価一覧（平均単価分、施設別単価分）【検討部会案】</p> <p>(5) 主な施設の性質別分類例（検討部会案）</p> <p>(6) &lt;参考資料&gt; 使用料・手数料 他市状況調べ</p> <p>(7) &lt;参考資料&gt; 民間等類似施設の使用料の例</p> <p>(8) 減免団体一覧（検討部会案）</p> <p>(9) 使用料〔現行(平成14年)/見直し案〕 （減免制度の見直し案、平成14年度との比較）</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>議 長 ( 企画財政部 長〔以下省略〕)</p>	<p>【議題1 これまでの検討状況の報告】 前回会議での指摘を踏まえて、検討部会の案を作成した。これについて、資料(1)に従い、作業部会の各担当者から説明する。</p>
<p>作業部会員</p>	<p>1 原価の基本的な考え方 ( 資料(2),(3)に基づいて説明)</p>
<p>外部委員</p>	<p>人件費の扱いについて、手数料は1分当たりの単価、使用料は1人当たりの年間平均単価とあるが、具体的な算出方法を示すべき。年間平均単価とは、例えば、その施設に従事する職員の平均単価という意味なのか。</p>
<p>作業部会員</p>	<p>どちらの単価も、市役所全職員の人件費から算出している。</p>
<p>外部委員</p>	<p>それでは、年数で割るか、時間で割るかの差で、元はどちらも同じ数字ということか。それなら、特に区別する必要はないのではないか。</p>
<p>議 長</p>	<p>施設使用料などは、時間単位で課しているため、人件費も1分当たりとした。</p>
<p>外部委員</p>	<p>使用料の原価計算において、人件費は、平均単価に従事割合を乗じて算出するとあるが、この従事割合は正確なのか。受益者の負担額は、この割合によって大きく変わる。かなりシビアに割合を設定しなければならない。 また、ここで算出されるのは、施設の稼働率が100%と仮定した場合に、受益者が負担すべき費用である。しかし、実際は、稼働率が100%未満の施設も当然あるだろう。 このように、現在の算出方法には仮定の部分が多く、「原価」とは言い難い。</p>
<p>作業部会員</p>	<p>ご指摘のとおり、従事割合は担当課ごとの判断で、厳密なものではない。原価にどの経費を含め、どこまでを受益者の負担とするか、作業部会でも検討を重ねたが、難しい課題である。どのような方法が考えられるだろうか。</p>
<p>外部委員</p>	<p>「原価」の算出にこだわる必要はない。施設の管理運営などに必要な経費を、茨木市独自の手法としてこのような式で算出し、これを基に受益者負担額を設定した、と説明する方が分かりやすく、納得できる。</p>
<p>外部委員</p>	<p>どの施設も、人件費の単価は同じか。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	市民会館などのように、指定管理者制度を導入し、市が直接に管理運営を行わない施設については、人件費の単価が安い。また、嘱託員が主に管理運営を行う施設もあるが、嘱託員の単価は正職員のものとは異なる。
外部委員	市民は市へ税金を納めているので、もともと市のサービスを受ける権利がある。市の施設は税金により運営されているが、施設を利用しない人にとっては、税を納めながらもサービスは受けないという不公平が生じる。そこで、税負担の公平性を確保するために、その施設でのサービスに特別にかかる費用は、利用者から料金として徴収する。この基本的な考え方は分かる。しかし、今回の案では、人件費も原価に含んでいる。人件費は、市民サービス全般にかかるものであり、もともと市民が税金で納めている部分なので、これでは二重に料金を徴収していることにならないか。
作業部会員	必要な経費のうち、税金で納められている部分を除いた額を料金とするのではなく、まず、実際にかかった経費を原価として算出し、このうち、どこまでを利用者の負担とするかを、施設の種別ごとに設定された負担割合を乗じて、この額を料金とする、という考え方にたっている。
議 長	市として運営すべき施設か、民間でも提供される施設か、という観点から、負担割合を区分している。前者は公費による負担、後者は利用者による受益者負担を基本とする。
外部委員	少なくとも、人件費に管理職の分まで含めることは理解されないのでは。
作業部会員	貸館業務が中心の施設では、確かに管理職は不要かもしれないが、施設によっては、管理職の人件費を計上するのが適当な施設もある。人件費の扱いについては、再度検討する。
外部委員	市内在住者とそれ以外では、別の料金を設定するのか。市へ税を納めている者とそうでない者では、公費負担分に差を設けるべきではないか。
議長	現在のところ、別料金の設定は考えていない。例えば、駐車場は市内・市外どちらの方も利用できるが、公費負担分0%に分類し、市内・市外に関わらず、全額を利用者の負担としている。
外部委員	直近の決算数値を元に原価を計算するとあるが、この決算額自体に削減の余地はないか。市は、そもそもの運営経費を削減する努力をすべきである。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	原価の算出は、実際にかかった経費に基づいて行う、という考え方を基本としている。しかし、ご指摘のとおり、市として、経費削減の努力は必要であり、今後も継続して取り組んでいく。また、削減努力を行っている部分については、積極的に情報発信を行う。
外部委員	料金の見直しによる使用料・手数料の増額と、減免の原則廃止による利用者負担額の増は、どちらのウエイトが大きいか。
作業部会員	市民会館などは、減免団体をなくすことによる収入増が見込まれる。しかし、減免制度の影響を加味した料金は、まだ試算していない。減免制度の廃止により、現行料金との差が大きくなりすぎないように、考慮して料金を設定する。
作業部会員	<p style="text-align: center;">2 負担割合の設定</p> (資料(5),(6),(7)に基づいて説明)
外部委員	施設の建設費は、当然に公費で負担するものだが、原価計算の際には、建設費は計上していない。「公費負担」という表現は、誤解を招かないか。
作業部会員	確かに、公費負担0%の施設も、建設費は公費で負担している。また、減価償却費も原価計算には入れていない。誤解のないよう、表現を改める。
外部委員	今回の案において、100%を公費で負担するとした施設についても、原価を算出したのか。
議 長	全施設について、原価算出を行った。
外部委員	資料(5)のような分類の仕方は、従来から存在したのか。今回新たに考案したものか。
作業部会員	平成14年度にも、施設を性質別に分類する方法を示している。当時の分類は「市場的/非市場的」「選択的/基礎的」の2指標による4分類であった。また、負担割合の区分を0%, 50%, 100%の3種類としていた点も、今回の案とは異なっている。
議 長	負担割合の大きさや施設の分類については、まだ確定していない部分も多い。今後、十分に検討していく。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	<p>3 「ホール、会議室等、地域集会施設」の料金算定に向けた検討 ホールや会議室のように、同種の施設が複数ある場合、原価算出に用いる人件費や維持管理経費は全同種施設の平均額とする、ということだが、これでは、同種施設の中でも、現在少ない経費で運営できている施設の使用料が上がることになる。利用者の納得は得られるか。</p>
作業部会員	<p>施設の中には、設備が古いために運営経費が多くかかっているものもある。このような要因による同種施設間での価格差をなくすという意味がある。</p>
議 長	<p>施設を利用する市民から見れば、同種施設の料金の算出方法は同一である方が分かりやすく、公の施設としての公平性も確保され则认为している。</p>
作業部会員	<p>4 減額・免除の適用 (資料(8),(9)に基づいて説明)</p>
外部委員	<p>例えば、資料(8)で男女共生センターの減免団体としている「男女共同参画社会推進登録団体」は、資料(9)の「見直し案」において、どの減額免除基準に該当するのか。</p>
作業部会員	<p>「(3) 減額・免除制度の基準」のうち、「特定の施設において団体が利用する場合(全額免除)」に該当する。これは、今回の見直し案で新たに規定したものである。 従来は、「市長が必要と認めるとき」という規定を広義に解釈し、減免を適用していた部分もある。見直し案では、この規定を適用する場合には、市長の決裁を要することを明記し、より厳格な減免制度の運用を目指す。</p>
外部委員	<p>資料(8)中にある、障害福祉センターや青少年センターは、資料(5)の負担割合の区分のうち、どこに分類するのか。</p>
作業部会員	<p>負担割合の分類は、現在整理中であり、資料(8)に掲載した施設の例は、すでに整理・分類できた一部の施設のみである。質問のあった2施設の使用料は、現行では無料だが、今回の見直しに当たって、新たに受益者負担を求めることも視野に入れ、現在検討している。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者

議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

議 長

今回指摘のあった点については、再度検討を行う。  
資料の内容について意見があれば、事務局へ連絡いただきたい。  
また、次回は、各施設で実施している事業内容などについても、可能な限り  
分かりやすく例示していきたい。

以上